

鎌倉市公告第 693 号

特定生産緑地（鎌倉市）の解除

令和 8 年（2026 年）2 月 18 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同条の 6 第 2 項の規定に基づき、準用される同条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の解除面積	指定の公示日
特-38 の一部	鎌倉市今泉一丁目	1,550 m ² のうち 1,190 m ²	令和 4 年（2022 年）6 月 21 日

「区域は解除図表示のとおり」